

議第206号から議第209号まで

指定管理者の指定について（都市計画局関係）

指定管理者を次のように指定する。

平成30年11月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

議案番号	公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 期 間
206	京都市立楽只浴場、 京都市立錦林浴場 及び京都市立養正 浴場	京都市上京区堀川通中立売上る 福大明神町119番地の1 都総合管理株式会社	平成31年4月1 日から平成34年 3月31日（京都 市立楽只浴場に あつては、平成 31年9月30日） まで
207	京都市立壬生浴場 及び京都市立久世 浴場	京都市伏見区黒茶屋町631番地 の9 明日香・京都保全管理共同 企業体	平成31年4月1 日から平成34年 3月31日まで
208	京都市立三条浴場、 京都市立崇仁第二 浴場及び京都市立 崇仁第三浴場	京都市上京区堀川通中立売上る 福大明神町119番地の1 都総合管理株式会社	平成31年4月1 日から平成34年 3月31日（京都 市立崇仁第三浴 場にあつては、 平成32年3月31 日）まで
209	京都市立辰巳浴場 及び京都市立改進 浴場	京都市下京区綾小路通柳馬場東 入塩屋町60番地の2 株式会社ワン・ワールド	平成31年4月1 日から平成34年 3月31日まで

提案理由

京都市立楽只浴場ほか9施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので提案する。